

最高裁秘書第3003号

平成30年7月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

6月25日付け（同月27日受付、最高裁秘書第2725号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

民事裁判において、担当裁判官の主導により不動産の鑑定評価を行う鑑定人を選任する場合、鑑定人選任は不要であると主張する当事者が鑑定費用の予納に少しでも応じる必要があるかどうかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）